

御殿場市立原里小学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより基本方針を策定します。

2 いじめの防止などの対策のための組織

＜生徒指導対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：全教職員

- ・月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解・共通行動についての話し合いを行う。

＜いじめ防止対策委員会（以下、いじめ防止委員会）＞

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、該当児童の担任

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、学校教育相談員、御殿場警察署員、御殿場市教育委員会担当者

3 いじめ防止などのための対策

（1）道徳性の涵養と人権教育の推進

①道徳教育の充実

- ・道徳教育全体計画の中に「いじめ防止」に関わる内容を洗い出し、重点内容として取り入れる。
- ・重点内容：【全学年共通】公正・公平・社会正義

②人間関係づくりプログラムの実施

- ・人との関わり方をトレーニングしたりその中で自尊感情を育んだりするために、人間関係プログラムを年間計画に組み入れ実践していく。
- ・4月：出会いのプログラム
- ・5月：上手に相手の話を聞くスキル 自分の考えや意見を伝えるスキル
- ・6月：自分の気持ちをコントロールして対応するスキル

(2) 子供の自主的活動の場の設定

①交流活動の充実

- ・子供たちが学級、学年集団を超えて互いに理解し合い、学び合う態度を育成するために、ペア活動を学期に2～3回程度、支部児童会を年3回実施する。学級や学年の枠を超えて、子供同士の人間関係を広げる場としていく。

②福祉活動の実施

- ・ボランティア活動やリサイクル活動などを通して自己有用感を育んだり、障害を持つ人との関わりを通して人権について考えたりする場を設定する。
- ・福祉体験学習、福祉交流会、福祉講演会などを教育課程の中に位置付ける。

(3) 保護者や地域への啓発

①保護者との連携の強化

- ・PTA総会等でいじめの実態や指導方針、学校の取組などの周知徹底を図り、もし、子供の様子に変化が見られたり、いじめに関する情報を得られたりしたときには直ちに学校に相談するよう啓発する。
- ・学年、学級懇談会で、子供同士の関わり方やいじめに関することなどを意見交換したり、授業参観においていじめに関する内容の道徳や人間関係づくりプログラムなどを行い、学校の取組を理解してもらったりする場を設ける。
- ・ネットいじめの予防活動を推進する。フィルタリングや保護者による見守りなどを啓発していく。また、授業の中で情報モラル教育の充実を図る。安全なインターネット利用に関する教職員の研修を実施する。

②地域との連携を図る

- ・総合的な学習の時間やクラブ活動などの機会に、講師やゲストティーチャーとして地域の方に学校に来ていただき、子供たちと触れ合う機会を設け、子供たちの実態を知っていただく。
- ・幼小中一貫教育として、挨拶運動や読書活動などに取り組み、地域と一体になって子

供たちの心情を育てる。

③地域ボランティア（原里の子供を守る会など）との連携

- ・朝の登校や下校時の状況で気になることを見掛けた場合は、ためらわずに連絡をしていただくよう依頼する。

（４）いじめに関する教職員の研修

①いじめ対応マニュアルの共通理解

- ・学校いじめ防止基本方針及び県いじめ対応マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図る。

②カウンセリングマインド（教育相談）研修の実施

- ・全ての教職員を対象にし、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングマインドの向上を目的とした研修を行う。

③事例研究から学ぶ

- ・具体的な場面を想定し、職員会議や打合せなどで定期的な研修を行っていく。

（５）いじめの早期発見・早期対応

①子供の実態把握を図る（生活アンケート年間５回実施）

- ・生活アンケートを４月末、６月、１０月、１１月、２月の年間５回実施する。実施後、アンケート内容について面談を行い、その結果を基にして、いじめ防止対策委員会等で子供の実態を分析し、対策を検討する。生活アンケートは卒業後５年間保存して、有事に遡って対応できるようにする。

②教育相談体制の充実

- ・学校教育相談員やスクールカウンセラーが来校する日を「子供なんでも相談の日」とし、子供たちが困っていることや悩んでいることなどを気軽に相談することができる体制を作る。

③教職員の日々の観察こそが大切

- ・「子供がいるところには教職員がいる」「師弟同行」「率先垂範」を目指して、子供たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。その中で「いじめはどの学級にもある」という認識で個や集団を見守る視点を共有していく。また、日記や作文、班ノートなどを活用し、子供たちの思いや気持ちをくみ取っていく。
- ・健康状態や休み時間の過ごし方などを観察し、子供の様子がいつもと違うと感じた場合は、すぐに子供に声を掛けるようにする。

(6) いじめに対する措置

①【いじめの情報を受けた場合、子供がいじめを受けていると思われた場合】

- ・ささいな問題でも軽視することなく、すぐに生徒指導主任や管理職に報告する。
- ・子供の心情や人権に配慮しつつ、早急に事実関係の把握に努める。

②【いじめが確認された場合】

- ・いじめを把握した時は、直ちに校長・教頭に相談をし、委員会を開くか決定するとともに、今後の対応について早急に検討・確認などの協議をすることで速やかな対応に努める。基本的には【正確な事実の把握】⇒【指導体制・方針決定】⇒【子供への指導・支援、保護者との連携】⇒【今後の対応】の流れで対応していく。

a 正確な事実把握

- ・当事者双方、周りの子供から短時間で正確な情報を聞き取るために、複数の教員で個々に聞き取る。聞き取り後、情報を共有し、正確な事実把握に努める。
- ・保護者への対応も、必ず複数の教員であたる。

b 指導体制・方針の決定

- ・指導のねらいを明確にし、全教職員の共通理解を図る。
- ・御殿場市教育委員会及び関係機関との連携を図る。

c 子供への指導・支援、保護者との連携（下記③、④参照）

d 今後の対応

- ・継続的な支援や指導を確認する。
- ・スクールカウンセラーの活用も含め心のケアにも配慮する。
- ・学校体制を見直し、心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営、学年・学級経営を行う。

③いじめられた子供・保護者への配慮と支援

- ・基本的に、常に寄り添った支援、指導に心掛ける。

【子供】

- ・事実確認と共に、本人の気持ちを受容し、共感することで心の安定に努める。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・状況により、いじめられている子供を徹底して守るため、登下校、授業時、休み時間、給食中、清掃時間、放課後などにおいても教職員の目が常に届く体制作りを行う。

【保護者】

- ・発見したその日に、電話連絡もしくは家庭訪問し、保護者に事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。

- ・保護者の思いを真摯に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決の方向に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらえるようにする。

④いじめた児童・保護者への指導と対応

【子供】

- ・具体的ないじめの内容を事実確認する。
- ・いじめた気持ちや状況について十分に聞き、子供の背景にも目を向ける。
- ・毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるように指導する。
- ・反省したことを行動に示すよう指導する。

【保護者】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・理由はどうであれ「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、家庭での指導を依頼する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ・いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。（子供が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品などに重大な被害を被った場合など）
- ・欠席の原因がいじめと疑われ、子供が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席している場合。
- ・子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 調査

- ・重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。
- ・調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
- ・調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもと

に重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供する。

(3) 各対応

①子供への対応（担当：生徒指導主任）

a 臨時全校集会などの開催

- ・児童の動揺を防ぐこと、正常な教育活動を行うこと、当事者（児童、保護者）の心情、背景などを十分考慮し、集会の開催の有無を決定する。
- ・集会を行う場合は、何をどのように伝えるか、その後の対応をどうするかを十分共通理解した上で実施する。ショックを受ける子供たちが出ることも考えられるのでスクールカウンセラーなどとの連携を事前に図っておく。

b 保護者対応（担当：教頭）

- ・臨時保護者会の開催

【趣旨の説明】

- ・子供の安全、安心を第一に考えよりよい方向に導くという、学校と保護者が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。

【情報の提供】

- ・全ての子供や保護者の心情、背景など教育的な配慮の下、正確な情報を伝え、共有する。

【対応策の提示】

- ・今後の方針や体制などの具体的な対応策の提案、保護者に協力を求める具体策の協議をする。

c 報道機関対応（担当：教頭）

- ・取材要請があった場合は、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。
- ・子供の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、報道機関の校内への立ち入り、取材場所、写真撮影の可否、取材時間などに留意する。
- ・取材要請が多い場合は、記者会見で対応する。回答に当たっては、不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。あいまいな回答はしない。

d 警察対応（担当：教頭）

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、警察に相談し、連携して対応する。
- ・子供の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求める。

